

## 教育資金贈与信託「まごよろこぶ」の 2019 年度税制改正について

拝啓 いつも格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

お客さまにご契約いただいております教育資金贈与信託「まごよろこぶ」（以下、「本信託」）の2019年度税制改正について、下記の通りご案内いたします。対象のお取引を行う際は、ご注意くださいようお願いいたします。

敬具

## 記

## 1. 2019年7月1日施行・・・施行日以後の新規契約（追加信託を含む）および既存契約が対象

項目	改正内容				
教育資金の 範囲の見直し	23歳以上の受贈者の学習塾、ピアノ、スポーツジムの習い事等の費用が非課税措置の対象外となります。				
	教育資金の用途			支払時点の受贈者の年齢	
				23歳未満	23歳以上
	学校等に支払われる金銭			適用可	適用可
	学校等以外 の者に支払 われる金銭	以下に該当するもの	教育訓練給付金の支給対象 となる教育訓練の受講費	適用可	適用可
①教育に関する役務提供の対価 ②スポーツ・文化芸術に関する活動等に 係る指導の対価 ③①②に係る物品購入費・施設利用料		上記以外のもの	適用可	適用不可	
上記以外のもの（学校等が必要と認めたもの等）		適用可	適用可		
30歳到達時 の信託期間の 延長	受贈者が30歳の誕生日の前日で、①学校等に在学している、または、②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講していることについて届出があった場合は、30歳の誕生日の前日で本信託は終了せず、受贈者がその年中において上記①または②に該当する日があることについての届出がなかった年の12月末日または40歳の誕生日の前日のいずれか早い日に本信託は終了します。なお、受贈者からの届出がない場合、受贈者の30歳の誕生日の前日に本信託は終了します。				

## 2. 2019年4月1日施行・・・施行日以後の新規契約（追加信託を含む）が対象

項目	改正内容
適用期限	新規契約（追加信託を含む）の期限が2019年3月31日から2021年3月31日に延長されます。
受贈者の 所得要件	新規契約時（追加信託を含む）の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は新規契約（追加信託を含む）ができなくなります。 （受贈者の前年の合計所得金額について金融機関による確認が必要です）
贈与者の 死亡前3年 以内の贈与	受贈者が23歳以上の場合において、信託期間中に贈与者が死亡したときは、以下①または②に該当する場合を除いて、死亡時点の管理残額※はその贈与者の相続税の課税対象となり、その納税義務者は受贈者となります。 ①受贈者が学校等に在学している②受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている

※ 管理残額とは、非課税拠出額から教育資金の支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に本信託により取得した信託受益権等の価額に対応する金額をいいます。

以上

ホームページ

まごよろこぶ

検索

<https://www.tr.mufg.jp/mago/mago.html>

お問い合わせフリーダイヤル



0120-05-4807

平日9:00～17:00

まご しあわせ